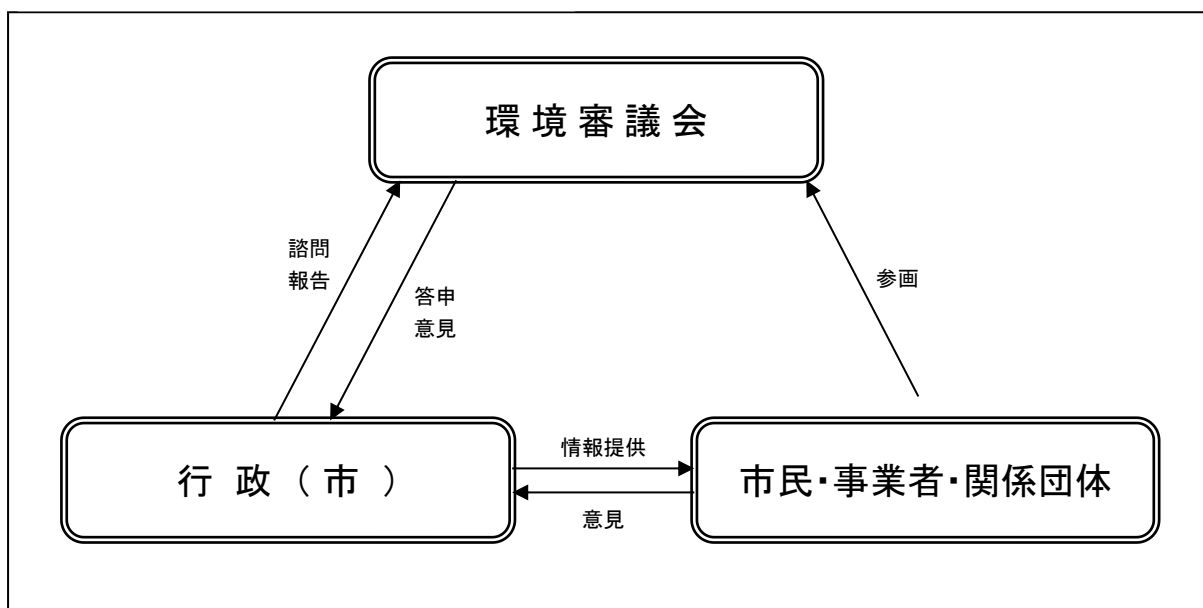


第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制

環境基本計画の推進にあたっては、市民・事業者・環境関連団体及び市が、それぞれの役割や責任を認識し、協働により取り組む必要があります。

高山市環境基本計画の推進体制



2. 進行管理

環境の現状や推移、目標の達成状況、市における施策の実施状況等を取りまとめ、年次報告（環境報告書）を作成するとともに、市ホームページで公表します。

3. SDGsの推進

平成27(2015)年9月に国連サミットで全加盟国により採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなすSDGs（持続可能な開発のための目標）は、包括的な17のゴールと169のターゲットからなる2030年までの国際目標です。

SDGsは、先進国を含めすべての国が行動すること、誰一人取り残さないこと、社会・経済・環境は不可分であることから17のゴールは統合され不可分のものであることを掲げています。

高山市環境基本計画に関連するゴールは、各基本施策の見出しにアイコンで示し、高山市第八次総合計画が示す市の基本的な指針の下、SDGsの趣旨を踏まえ持続可能なまちづくりに取り組みます。

4. 各主体・組織の構成・役割

1) 市民・事業者（市民団体、事業者団体等を含む）

役割

- ・この計画に基づいて環境に配慮した生活や事業活動に積極的に取り組みます。
- ・「高山市快適環境づくり市民会議」等で提案される、より具体的な取組について、積極的に参加・協力します。
- ・市が作成した環境報告書に対して意見や提案を行います。

2) 高山市環境審議会

構成

- ・生活、自然、社会及び地球環境問題に識見を有する者のうちから、市長が委嘱する15名以内で構成します。

役割

- ・市長から諮問があった場合には、計画の見直しについて審議し、答申を行います。
- ・環境に関する計画や制度について審議します。

3) 高山市環境行政推進会議

構成

- ・市役所内における横断的組織として理事、関係部局で構成します。

役割

- ・市役所内各部局で行われる環境の保全と創造に関する計画や施策・事業の総合調整を行います。
- ・高山市の環境の現状・環境行政施策の実施状況等を把握します。
- ・高山市地球温暖化対策実行計画を推進します。

4) 高山市エコオフィス推進委員

構 成

- ・ 市役所内における職場のエコオフィスを推進するために所属長が推薦する職員で構成します。
- ・ 本庁内各課・室、支所、出先施設、学校、消防本部・分署に各1名

役 割

- ・ 所属部署の温暖化対策チェックを行います。
- ・ 所属部署のグリーン購入を推進します。
- ・ 所属部署のごみ減量化を推進します。